

海上運送法に基づく「輸送の安全確保に関する命令」について

栗島汽船株式会社（以下「当社」）は、令和7年12月7日付で国土交通省北陸信越運輸局から発出された海上運送法第19条第2項に基づく「輸送の安全確保に関する命令」に対する改善報告書を令和8年1月20日付で北陸信越運輸局長宛に提出しましたのでお知らせいたします。

報告書（再発防止策）については、こちら（[PDF](#)）をご確認ください。

本件は、去る令和7年6月27日に、当社が経営する一般旅客定期航路事業（栗島～岩船航路）において運航する旅客船「フェリーニューあわしま」が、岩船港出港時、乗客乗下船用タラップを外さず出航し、タラップを損傷させる事故を発生させ、その後、北陸信越運輸局による海上運送法第25条第1項に基づく検査を受けたところ、海上運送法等関係法令の規定に違反する事実が幾つか確認されたものであります。

なお、本件により、お客様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、先般の安全確保命令を真摯に受け止め、深く反省すると共に、経営トップ自らが安全方針および安全重点施策の見直しを行い、全社員に対して安全最優先の原則を徹底することを周知する等、安全マネジメント態勢の再構築を主体的に関与し、提出した再発防止策を確実に実行していく所存です。

以 上

令和8年7月10日

栗島汽船株式会社
代表取締役社長 安井 和弥